関連する義務	内国民待遇（第八・八条）
政府の段階	中央政府
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	投資の自由化 預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。

十

分野	金融サービス
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業
関連する義務	ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業 市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階	中央政府
措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
概要	国境を越えるサービスの貿易 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される物品 (b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

十一

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
関連する義務	内国民待遇（第八・八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

十二

分野	情報通信業
小分野	
産業分類	電気通信業 ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条

概要	投資の自由化 1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

十三

分野	情報通信業
小分野	
産業分類	電気通信業及びインターネット付随サービス業 ＪＳＩＣ　三七一一＊　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七一二＊　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七一九＊　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一＊　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一＊　インターネット付随サービス業
（注）	注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られることを示す。
関連する義務	内国民待遇（第八・八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

十四

分野	製造業
小分野	船舶製造・修理業、舶用機関製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　三一三一　船舶製造・修理業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階	中央政府
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十五

分野	製造業
小分野	
産業分類	医薬品製造業 ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
関連する義務	内国民待遇（第八・八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条